

## 裾野市告示第63号

裾野市貨物自動車運送事業者等支援金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

裾野市長 村田 悠

### 裾野市貨物自動車運送事業者等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安定した物流及び公共交通機関による地域経済の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰の影響を受けている物流・交通・観光事業者に対し、事業継続のための支援金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項はこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業 道路運送法第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。
- (4) 一般貸切旅客自動車運送事業 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。
- (5) 営業ナンバー 前3号に規定する各事業の許可申請、届出等を行い、運輸局から交付を受けた、緑地の自動車登録番号標又は黒地の車両番号標をいう。

(交付対象事業)

第3条 支援金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、貨物自動車運送事業、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業とする。

(交付対象者)

第4条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する中小企業者等とする。

- (1) 市内に本社又は本店を有すること（一般乗合旅客自動車運送事業を営む者にあつては、市内に停留所を有すること。）。
- (2) 申請日時点において、交付対象事業を営み、かつ、支援金を受給した後も交付対象事業を営む意思があること。
- (3) 市税に滞納がないこと。
- (4) 交付対象者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、裾野市暴力団排除条例（平成24年裾野市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、交付対象者の経営に事実上参画しないこと。
- (5) 政治活動及び宗教活動を目的とする者でないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、適当でないとし市長が認めるもの。

(支援金の額等)

第5条 支援金の交付の対象となる車両（以下「交付対象車両」という。）は、申請日時点で交付対象者が使用し、市内に使用の本拠地があり、有効な自動車車検証の交付を受け、現に事業の用に供している営業ナンバーを有する車両とする。ただし、三輪又は二輪のもの及び被けん引自動車（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第2号に規定する被けん引自動車をいう。）は除く。

2 支援金の額は、交付対象事業の区分に応じ、次の表のとおりとする。

交付対象事業の区分	支援金の額
貨物自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業	交付対象車両1台につき30,000円
一般乗合旅客自動車運送事業	交付対象車両1台につき100,000円

3 支援金の交付は、1交付対象者につき1回に限る。

4 交付対象車両が、他市区町村における類似の制度に基づく支援金等の給付決定を受けている、又は受ける予定のある車両である場合には、当該車両に対しては支援金を交付しないものとする。

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請事業者」という。）は、裾野市貨物自動車運送事業者等支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げ

る書類を添え、令和5年4月28日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 交付対象車両一覧（様式第3号）
- (3) 市内に本社又は本店が存することが確認できる書類
- (4) 交付対象車両全ての自動車検査証の写し
- (5) 貨物自動車運送事業法又は道路運送法に基づく許可を受けた事業者等であることが確認できる書類の写し
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業を営む者においては、市内を運行する系統及び停留所を確認できる書類
- (7) 法人名義（法人の場合に限る。）又は個人事業主名義の通帳のうち振込口座が分かるページの写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、裾野市貨物自動車運送事業者等支援金交付決定通知書（様式第4号）により申請事業者に通知し、速やかに支援金を支払うものとする。

2 市長は、支援金の交付が適当でないと認めたときは、裾野市貨物自動車運送事業者等支援金不交付決定通知書（様式第5号）により申請事業者に通知するものとする。

（交付の取消し等）

第8条 市長は、前条の規定により支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定を取り消し、若しくは停止し、又は既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない

- (1) 偽りその他不正な行為により支援金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定及び誓約書の記載事項に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消し、若しくは停止し、又は既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることを決定したときは、その旨を当該支援金の交付を受けた者に通知するものとする。

3 前項の規定により支援金の返還を命ぜられた者は、市長の発行する納入通知書により、速やかに当該支援金を返還しなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。